

平成 30 年

第 8 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成30年8月2日

水 戸 市 教 育 委 員 会

第8回教育委員会定例会

- 1 開催日時 平成30年8月2日(木) 午後4時59分 開会
午後5時33分 閉会
- 2 開催場所 総合教育研究所 2階 研究室5・6
- 3 出席者 教育長 本多清峰
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)
委員 富田教代
委員 篠崎和則
- 4 欠席者 委員 岩切ちひろ
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 増子孝伸
総合教育研究所長 萩谷孝男
参事(県費負担教職員担当) 川俣智
参事兼教育企画課長 三宅修
参事兼幼児教育課長 鈴木功
参事兼内原中央公民館長 五上義隆
学校管理課長 鎮目英俊
学校保健給食課長 大和敦子
学校施設課長 埴敏之
生涯学習課長 大澤秀樹
歴史文化財課長 白石嘉亮
中央図書館長 松本崇
総合教育研究所副所長 小川佐栄子
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 報告
 - ① 平成29年度学校給食費の収納状況及び滞納者対応について【公開】
 - ② 保育所等利用待機児童数について【公開】

8 会議の概要

午後4時59分 開会

○**本多教育長** ただいまから、平成30年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、岩切委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより報告を行います。

報告(1) 平成29年度学校給食費の収納状況及び滞納者対応について、説明願います。

大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** 資料1ページを御覧いただきたいと思えます。

報告(1) 平成29年度学校給食費の収納状況及び滞納者対応について、御説明いたします。

学校給食費は、平成28年度に私会計から公会計へ移行いたしました。

1の平成29年度学校給食費の収納状況についてですが、過年度は、平成28年度からの繰越額で、調定額の1,152万3,884円に対しまして、収入済額は780万9,294円となっており、収入未済額は371万4,590円でございます。

また、平成29年度は、調定額の10億4,120万1,984円に対しまして、収入済額は10億2,750万7,104円となっており、収入未済額は1,369万4,880円でございます。全体の収納率は98.3%となっており、前年度比で0.6%ダウンとなっております。

2の滞納者の対応状況につきましては、算定納付費の未納者に対し、合計1万2,333件の督促状を発送いたしました。その後も、引き続き、未納の方には4月、8月、12月に合計2,732件の催告書を発送いたしました。

また、督促、催告を行っても納付がなかった方に対し、児童手当からの申出徴収を実施しており、平成29年度は1,431万575円を児童手当から徴収をいたしました。

これらの未済額は平成30年6月30日現在の収納状況でございますが、6月に児童手当からの申出徴収が実施されたこともあり、平成28年度分の未済額が304万8,010円、平成29年度分の未済額が800万5,280万円と縮減しておりますので、引き続き、過年度、現年度とともに、未納額の改善に努めてまいります。

3の今後の対応方針について、4つ挙げております。

1つ目は、現年度の収納対策の強化として、早期に滞納を抑制するために、新規で2月以上滞納した者に電話催告し、効果的な納付相談を実施してまいります。

2つ目は、滞納整理の強化として、年3回の催告書を発送するほか、発送にあわせて電話催告を行い、効果的な納付相談を実施してまいります。

また、学校と連携を図り、家庭状況を把握し、個々の状況に応じた納付相談を実施してまいります。現在、平成28年度分を滞納している世帯を対象に学校訪問を実施しております。

さらに、必要に応じて、臨戸訪問や納付相談を実施し、経済状態の把握に努め、生活困窮者に対しては、就学援助制度を案内してまいります。

3つ目は、あらゆる機会を捉えて児童手当からの申出徴収を奨励し、児童手当からの徴収を求めてまいります。

4つ目は、文書催告や電話催告を実施したが効果のない場合や、児童手当からの徴収による申出書の提出がない保護者に対して、まず、臨戸訪問を実施し、次に、法的措置の実施について、事前予告書の送付を行い、段階を踏んで法的措置を実施する準備を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

○**本多教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

篠崎委員。

○**篠崎委員** 給食費の支払いには口座振替だと思っていたのですが、未納ということは、口座振替そのものがないということですか。

○**本多教育長** 大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** 口座振替の方が96.29%おりますが、納付書で払う方もおります。

○**本多教育長** 篠崎委員。

○**篠崎委員** 未納率というのは、口座振替の方とそれ以外の方とでどのくらい違うのですか。もし違いが大きいのであれば、例えば、口座振替をきちんと申請していただくことが滞納防止になるのではないかと思います、滞納率の違いはありますか。

○**本多教育長** 大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** 申し訳ございません。手持ちの資料がなく具体的な数字が出てこないのですが、口座振替でない方に対しては、引き続き、徴収方法を工夫していきたいと思っております。

○**本多教育長** ほかにございませんか。

東小川委員。

○**東小川委員** 督促、催促をしても納めていただけない家庭について、そのような家庭の中で、もし、兄弟がいれば2人分になり負担も大きくなりますので、児童手当からの申出徴収を勧奨するのか、それとも就学援助制度の案内をするのか、どのようになっているのですか。

○**本多教育長** つまり、まず、児童手当からの申出徴収を勧奨して、それが駄目だから就学援助を案内するのか、それとも、就学援助の案内を先にやるのかということですね。

大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** 児童手当からの申出徴収については、申出書を提出していた方に対してのみ、児童手当からの徴収を行っております。生活に困っている家庭については、いつでも納付相談は受け付けております。

○**本多教育長** 東小川委員。

○**東小川委員** 最初に給食費を徴収する際に、家庭にとって児童手当から差し引くとしたほうがいいのか、就学援助制度を案内されたほうがいいのか。もし就学援助を支給されることになれば、給食費の他に学用品費や学校行事費なども支給されます。セットで考えることができるので、家庭が困窮していれば就学援助を受けることができるので、そちらを受けてもらうのか、それとも、定期的な児童手当で徴収していくのか、基準をはっきりとしておかないと保護者は戸惑うだけだと思います。

給食費だけに視点を当てればどちらも同じでしょうが、就学援助を受ければその他の援助も受けられますので、保護者のメリット感が違うかなと思うのですが、どうでしょうか。

○**本多教育長** 昨年度は学校教育課で就学援助も給食費も担当していましたが、今年度については学校管理課と学校保健給食課に分かれたので、就学援助については、学校管理課が所管しておりますので、そこは学校管理課と学校保健給食課が連携をきちんととり、その家庭に対して就学援助の案内を進めるのかどうかという話になるので、就学援助の指導も強化しなければならないのではという御意見ですね。

鎮目学校管理課長。

○鎮目学校管理課長 給食費だけに限れば、いろいろな支払い方法があるかとは思いますが、世帯の生計がどのような状況なのかというところが就学援助の趣旨になってまいります。就学援助の対象となれば給食費も補填されますので、支援が必要であれば、積極的に声をかけていくようにしていきたいと考えています。

○本多教育長 今後、東小川委員の指摘のように、給食費の支払いと生活困窮の問題についてはセットで考えなければならない部分があるわけなので、関係各課が情報を共有し、就学援助を進めていくような対応はやはり必要ですね。

東小川委員。

○東小川委員 そうですね。あわせて考えなければならないのが、保護者が意図的に給食費を払わないのという場合があります。小学校では給食費を払っていなかったのだから中学校でも払わないと言う保護者がいるのです。

そのように、経済的には余裕があるのに、義務教育だから給食費なんか払わないと言っている保護者は、この未納者の中に何%くらいいるか分かりますか。例えば、全体の収納率が0.6%下がりましたが、この部分でそのような保護者がいるのか把握できていますか。

○本多教育長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 申し訳ございません、把握できておりません。

○本多教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 やはりそれを把握していただかないといけないと思います。法的措置というのは、そのような方から優先的にやるべきだと思うのです。同じ滞納であっても、未納金額が多いというだけではなく、意図的に払わない等の悪質なケースからやっていくべきだと思いますので、そういった意味でも、状況把握をきちんとしていただいたほうがいいと思います。

○本多教育長 個々の家庭の状況を明らかにしていくに当たって、我々だけでは全てを把握することができないので、各学校や学校管理課と連携しながら、意図的に払わない人がどのくらいいて、そういう人たちに対してどのようにアプローチをしていくのかという手法を今後はもっと明確にしてほしいということですね。

篠崎委員。

○篠崎委員 はい、そうです。もう一点聞きたいことがあるのですが、ずっと学校を休んでいる子どもというのは、給食費の徴収はどうなっているのでしょうか。また、不登校であったり、少々休みがちであったりする子どもについては、どのような扱いになっているのか教えてください。

○本多教育長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 不登校の子どもや長期に休んでいる子どもに対しては、申し出ていただき、その分の給食費を停止しています。

○本多教育長 停止と言いますが、申し出てもらってすぐに停止するということはできないですね。何日前までに申し出るなどの決まりはありますよね。

大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 はい、ございます。

○本多教育長 申し出の流れについて説明してください。

大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 今は手元に資料がありませんので、詳しくお答えすることができません。申し訳ございません。

○**本多教育長** おそらくですが、学校給食共同調理場と単独調理校の扱い方は違うはずですが。単独調理校の場合は自校で調理を行っておりますので、対応が早いと思いますが、学校給食共同調理場の場合は、おそらく時間がかかったと思いますので、次回の定例会までに調べていただいて、再度、説明をお願いします。

よろしいですか。大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** はい、わかりました。

○**本多教育長** 富田委員。

○**富田委員** 未納者への対応というのは、学校を卒業してしまうと、制裁などは何もなくなってしまふのですか。

○**本多教育長** 大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** 卒業しても、滞納者に対して請求をしております。

○**本多教育長** しかし、時効がありましたよね。

大和学校保健給食課長。

○**大和学校保健給食課長** はい、時効は2年となっております。時効がこない限りはこちらから請求できます。

○**本多教育長** 一度でも催告していれば、時効は成立しないのではないのですか。

そのあたりはどうなのでしょう。

篠崎委員。

○**篠崎委員** おそらくですが、一部でも納入があればいいのではないのでしょうか。

しかし、給食費については毎月発生しているものですから、どこかに充当する形になるかもしれませんが、未納額の全体に充当という形にはならないため、時効を防ぐ手段にはならないかもしれません。時効にならないようにするためには、差し押さえや裁判手続きなど、そのような話になってしまいます。

○**本多教育長** 増子教育部長。

○**増子教育部長** 時効の中断要件というものがあります。例えば、分納していれば、2年の時効の途中で納入ということになり、時効の2年がその納入した日から始まります。

ほかには分納制度というものがあり、2年納入をしていなくても、途中で分納して払いますという誓約書を出してもらえれば、そこからまた2年の時効が始まるという中断があります。

○**本多教育長** 篠崎委員。

○**篠崎委員** そうですね。本人が給食費の未納を認め、分割で払うという誓約を本人からしてもらえば中断できます。

○**本多教育長** 未納については、このままでいいということではなく、どのような対策をとっていくのかという検討をしなければいけませんね。

篠崎委員。

○**篠崎委員** 事前にお金を払うようなシステムをとっている例も聞いたことがあります。

○**本多教育長** 給食費の公会計化を実施して3年目に入り、未納についてどうするのかというのは、やはり今後の課題として我々も受けとめなくてはならないと思います。

増子教育部長。

○**増子教育部長** 篠崎委員から御意見がありましたが、やはり一番確実なのは口座引き落としの方法をとることで、この方法がやはり一番徴収率がいいと思います。

また、次に確実なのは、児童手当からの徴収です。児童手当については、必ず引き落としができませんので、これを推奨するというのが収納率を上げる確実な方法です。まず、これらを徹底させるというのが一番でしょうね。あとは時効の中断措置をきちんとやっていくことで、継続して滞納の整理ができると思います。時効の援用がなければ2年を過ぎても催告ができますので、手続を徹底していき、さらに滞納整理の記録をきちんと取ることです。

また、滞納指導をすると悪質な滞納者というのは出てきます。そのような人に対しては、やはり行政として法的措置を取るということをきちんと行っていかないと、滞納はなくなっていくのではないかと思います。

○本多教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 口座振替についてですが、昔の給食費はこの銀行も選択することができたと思うのですが、最近は郵便局のみという自治体もあるようです。しかし、そうすると、給食費のためだけに郵便局に口座をつくり、給食費のためだけに毎月お金をその口座に入れるという行為が面倒くさくなってしまい、その結果、支払いが滞ってしまった例もあります。引落口座が選択できれば、普通は日常でよく使っている口座を選ぶと思います。あとは、給料日と口座引き落とし日の兼ね合いもあると思いますので、それらが噛み合わないと月末に残高が足りなくなる事態が起こると思います。そのような部分を工夫してあげることで、いくらか収納率が上がってくるということはあるのかと思います。口座引き落とし日を児童生徒によって変えるというのは、少々難しいかもしれませんが。

○本多教育長 増子教育部長。

○増子教育部長 口座振替による徴収というのが通常ですが、口座に残額がないと引き落としができません。次の方法は何になるかというクレジット払いという方法があります。クレジット契約にしておく、指定口座に残額があってもなくても問題がありませんので。

さらに、例えば、コンビニエンスストアでも給食費の収納ができるになれば、納付機会が拡大しますので、そのような方法を考えれば色々なやり方があると思います。

給食費については公会計になってまだ3年目なので、今後、どのようにしたら収納率が上がるのか研究をしていく必要があると考えております。

○本多教育長 ほかにございませんか。

東小川委員。

○東小川委員 給食費が未納で、何をしても応じてくれない場合、給食を停止したということはなかったのでしょうか。

○本多教育長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 子どもの立場になって考えると、給食を停止するというのは問題があるため、給食を停止した実績はありません。

○本多教育長 私会計の頃の話ですが、学校で給食を停止するというようなことを言いながら徴収していた場合もありましたが、私が教育長になった際、未納者に対して給食を停止するかしらないかという議論をしたことがありましたが、実際は停止せずに、きちんと説得して払ってもらった経緯がありました。

やはり、子どもの教育としては、食べたものに対してお金を払わなくていいという状態は、未来の納税者を育てるという考え方からよくありません。もう一度、学校保健給食課と学校管理課と総合教育研究所の3課で整理して、今後どのようにしていくかということを考えていただきたいと思

います。

ほかにございませんか。

{ 「なし」と呼ぶ者あり }

○本多教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、報告(2) 保育所等利用待機児童数について、説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 続きまして、報告(2) 保育所等利用待機児童数について、資料3ページの幼児教育課提出の資料により、御説明いたします。

待機児童の状況でございますが、毎年4月1日と10月1日現在の待機児童数を県に報告しております。このたび、県内の状況がまとまり、県が発表しましたので、この場でも御報告をさせていただきます。

1の待機児童数の推移でございますが、平成26年度から茨城県と水戸市のそれぞれ4月1日と10月1日現在の待機児童数を記載しております。

平成30年4月1日の茨城県全体の待機児童については、昨年度から130人減少し、386人となっております。水戸市におきましても、昨年度から83人減少し、30人と大きく減少しております。

なお、取組の内容につきましては、この後、説明をさせていただきます。

次に、2の県内の待機児童の状況でございますが、この表につきましては、平成29年と平成30年の4月1日現在に待機児童が存在する市町村の状況を行政順に記載しております。県内44市町村のうち、平成30年4月1日現在で待機児童が存在する市町村は18市町村となっており、昨年より2市町村減少しております。

人数については、つくば市の116人が一番多く、次いで牛久市の61人、阿見町の41人、水戸市及び古河市の30人となっており、県内で4番目に多い状態となっております。なお、つくば市と牛久市を合わせますと、県内の待機児童全体の約45%を占めております。

また、昨年と比較いたしまして、待機児童が減少している市町村は13市町村、増加している市町村は8市となっております。

詳細については、表を見ていただければと思います。

待機児童解消に向けた水戸市の取組でございますが、水戸市では、保育所の申込者以上の利用定員を確保しているものの、待機児童が発生してしまうという状況になっております。この要因については、保育士不足により本来の定員まで入れられない状況であることや、地域偏在があること、また、希望先のミスマッチなどがあります。希望先については第5希望まで記入することができますが、第1希望、または第2希望までしか記入しない方がいるため、ほかの保育施設に斡旋できない場合があります。

そのほかについては、兄弟で同じ保育所を希望する方がおり、上のお子さんに空きがあっても、下のお子さんに空きがないため一緒に入ることができないというような状況もあります。

これらの課題を解決するために、昨年度から大きく分けて3つの取組を行ってまいりました。

まず1つ目は、保育所利用定員の増ということで、民間保育所を増やしました。また、待機児童が多いのは3歳未満児ですので、3歳未満児を保育する小規模保育事業所を昨年度から4か所開設しております。

2つ目は、保育士不足を解消するために、保育士就労支援補助金を創設いたしまして、潜在保育士の確保を図ったところでございます。平成29年度の実績といたしましては、12人に対して補助を

行いました。また、ハローワーク水戸と連携した保育職場体験講習会や保育の職場見学ツアーなどを実施しております。

3つ目は、平成29年度から幼児教育課の窓口には、保育所長、幼稚園長の経験を持った保育コンシェルジュを配置し、きめ細やかな利用案内を行っているところでございます。

今年度の取組といたしましては、平成29年度予算により整備が完成する定員90人の民間保育所が3か所、そして、平成30年度予算により整備する小規模保育事業所が8か所、そのほか、就労支援補助金の拡充や保育体制強化事業の導入などを行い、今年度中には479人利用定員が増える予定でございます。

説明については、以上でございます。

○本多教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

篠崎委員。

○篠崎委員 保育士の不足という話がありましたが、大学を卒業し、保育士の資格を持った方を採用しているのですか。また、それだけでなく、保育士は女性の方が多いと思うので、結婚や出産を機に一度現場を離れた方を再度雇っていくという方法もあると思うのですが、採用に当たってはどのように検討されているのですか。

○本多教育長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 公立保育所の場合は、職員採用試験で水戸市の職員として採用しております。また、公立保育所には嘱託員や臨時職員の保育士もおりますので、主にハローワークや水戸市のホームページで募集をかけ、一度職場を離れた潜在保育士を雇用しているのがほとんどでございます。

民間保育所につきましては、それぞれの保育所で採用しており、例えば、茨城キリスト教大学や常磐大学、茨城女子短期大学などに募集をかけて採用している状況でございます。

○本多教育長 潜在保育士を雇用するための事業を行っていますよね。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 はい。先ほども申し上げましたとおり、保育士就労支援補助金を昨年度創設し、一度現場から退いた保育士の方が水戸市内の保育所に保育士として就労する場合、1人10万円を支度金という形で補助を行っております。

しかし、補助金をもらうためには何点か条件があります。まず、保育士を辞めてから1年以上経過している方を対象としております。そのようにしないと、保育所同士の引き抜きが起こってしまい、本末転倒になってしまいます。また、勤務時間等の条件もあり、週20時間以上働いてくれる方を対象としております。以上の条件で2年間以上働いていただければ、補助金10万円は返金いただく必要はありません。

○本多教育長 ほかにございませんか。

富田委員。

○富田委員 水戸市の待機児童が113人から83人減って30人になったというのはすごいことだと思いましたが、残りの30人というのは、やはり先ほどお話しがあった3歳未満児が多いのですか。

○本多教育長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木幼児教育課長 30人のうち3歳未満児は23人となっております。

○本多教育長 ほかにございませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり }

○**本多教育長** ないようでございますので、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅参事兼教育企画課長。

○**三宅参事兼教育企画課長** それでは、お手元に配布しております、次回以降の教育委員会会議等日程(案)につきまして、御説明をいたします。

ゴシック体になっております、一番下の項目が今回追加して記載した日程でございます。

追加しましたのは、第11回教育委員会定例会でございますけれども、こちらは当初の年間予定では11月1日木曜日として御案内しておりましたが、10月25日木曜日に変更となり、午後5時から本日と同じ総合教育研究所の研究室5・6で開催予定でございます。

なお、10月25日につきましては、現在、総合教育会議の開催も調整をしておりますので、総合教育会議も実施することとなりましたら、時間、場所が変更となる場合もございますので、決まり次第御報告させていただきます。

以上です。

○**本多教育長** 総合教育会議を開催する場合、午後5時より前に開催となるのですか。

三宅参事兼教育企画課長。

○**三宅参事兼教育企画課長** はい、おそらくですが午後4時30分開催となるかと思えます。また、場所につきましても水戸市役所南側臨時庁舎になると思えます。

○**本多教育長** 詳細が決まりましたら、皆様に通知してください。

その他、何かございますか。

{「なし」と呼ぶ者あり }

○**本多教育長** ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後5時33分 閉会